

# 一般社団法人日本Mテクノロジー学会定款

---

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、一般社団法人日本Mテクノロジー学会（英文 M Technology Association of Japan）と称する。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を埼玉県久喜市久喜中央3丁目1番10号におき、必要に応じ従たる事務所を設けることができる。

(目的)

第3条 本法人は、Mテクノロジー並びに関連する領域に関する利用、応用、改良、及び普及を行うことを目的とする。

(事業)

第4条 本法人は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① M言語及びこれに関する情報システムに関する研究
- ② 学会大会、研究発表会、研修会、講習会、展示会等の開催
- ③ 国内外の関連諸学会、各種団体等との交流及び協力活動
- ④ 学会誌及び学術図書の出版
- ⑤ M言語利用技術の相互交換の促進、本法人に提供された資源の整備、管理、及び会員への還元
- ⑥ 会員の研究の便宜及び親睦に関すること
- ⑦ その他本法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第5条 本法人の公告は、電子公告の方法による。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

---

## 第2章 会員

(会員)

第6条 本法人に次の会員をおく。

- ① 正会員 本会の目的に賛同し、M言語に関する学術、技術を研鑽しようとする者
- ② 指名正会員 前号に定める正会員の資格を有する者として、賛助会員の役員及び職員から指名された者
- ③ 学生会員 本会の目的に賛同し、M言語に関する学術的関心を有する者で、在学中の者（ただし、入会にあたっては、在学証明書の提出を要する）
- ④ 賛助会員 本会の目的に賛同し、本法人の事業を積極的に後援することを表明した団体（法人格を有しない団体を含む）
- ⑤ 名誉会員 代表理事・学会大会長に就任し、本法人の発展に多大な貢献をし、理事会の議決を経て推薦された65歳以上の者
- ⑥ 購読会員 本法人が発行する機関誌の購読のみを目的とする者

(会員の資格及び入会)

第7条 本法人の会員は次の各号のいずれかに該当する者とする。

- ① 教育研究機関においてコンピュータに関する研究、教育に従事する者
  - ② 教育研究機関においてコンピュータに関する研究、技術の研鑽に関する教育を受けている者
  - ③ M言語に関連する業務に従事する者
  - ④ M言語に関しての業績のある者
  - ⑤ その他社員総会で資格があると認めた者
- 2 会員(購読会員を除く)になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を提出し、社員総会の承認を得るものとする。

(入会金及び会費)

第8条 会員は社員総会が別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 既納の入会金及び会費は、入金を理事会が承認した後は、いかなる事由があってもこれを返還しない。

- 3 会員は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定された次に掲げる社員の権利を、社員と同様に当法人に対して行使することができる。
- (1) 法人法第 14 条第 2 項の権利(定款の閲覧等)
  - (2) 法人法第 32 条第 2 項の権利(社員名簿の閲覧等)
  - (3) 法人法第 57 条第 4 項の権利(社員総会の議事録の閲覧等)
  - (4) 法人法第 50 条第 6 項の権利(社員の代理権証明書等の閲覧等)
  - (5) 法人法第 51 条第 4 項及び 52 条第 5 項の権利(議決権行使書面等の閲覧等)
  - (6) 法人法第 129 条第 3 項の権利(計算書類等の閲覧等)
  - (7) 法人法第 229 条第 2 項の権利(清算法人の貸借対照表等の閲覧等)
  - (8) 法人法第 246 条第 3 項、第 250 条第 3 項及び第 256 条第 3 項の権利(合併契約等の閲覧等)

#### (会員の資格喪失)

第 9 条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

- ① 本人の申し出により退会したとき
- ② 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき
- ③ 正当な理由なく会費を 2 年以上滞納したとき
- ④ 除名されたとき
- ⑤ 解散したとき

#### (除名)

第 10 条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合は、第 24 条第 2 項に定める決議に基づいて、当該会員を除名することができる。

- ① 本会の定款、規則又は社員総会の決議に違反したとき
  - ② 本会の名誉を傷つけ又は目的に反する行為をしたとき
  - ③ その他除名すべき正当な事由があるとき
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、理事長は当該会員に対し、除名の決議を行う社員総会の 1 週間前までに、理由を付して除名する旨の通知を行い、社員総会において弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、第 1 項の規定により除名が決議されたときは、当該会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

(資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第9条の規定によりその資格を喪失したときは、本会に対する権利を失い義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 既納の会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

---

## 第3章 社員

(法人の構成員)

第12条 本法人の社員は、本法人の事業に賛同する個人又は団体であって、次条の規定により本法人の社員となった者をもって構成する。

(社員の資格取得)

第13条 第6条の正会員並びに指名正会員は、本法人の社員になることができる。

- 2 社員となるには、当法人所定の様式による申込をし、代表理事は社員候補者審査会を招集して審議し、第6条に規定された正会員並びに指名正会員の中から推薦された候補者を社員総会において選出する。
- 3 社員候補者審査会の構成員は社員の中から選出する。
- 4 社員候補者審査会の構成員は、当人の審査には参加できない。
- 5 社員の欠員が生じた場合には、年度途中の補充は行わないこととする。

(経費の負担)

第14条 本法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、社員になった時及び毎年、社員は、社員総会において別に定める額を支払う義務を負う。

(任意退社)

第15条 社員は別に定める退社届を提出することにより、任意にいつでも退社することができる。

(社員の除名)

第16条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- ①この定款その他の規則に違反したとき。
- ②本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- ③その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第17条 前2条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- ① 第14条の支払い義務を半年以上履行しなかったとき。
- ② 総社員が同意したとき。
- ③ 当該社員が死亡し、又は解散したとき。

---

## 第4章 社員総会

(種類)

第18条 本法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種類とする。

(構成)

第19条 社員総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第20条 社員総会は、法令及びこの定款で定めるもののほか、本法人の運営に関する重要な事項を決議する。

- ① 正会員、学生会員、賛助会員の入会金及び会費の額
- ② 会員（購読会員を除く）の入会の承認
- ③ 名誉会員の承認
- ④ 会員の除名、社員の除名
- ⑤ 役員を選任及び解任
- ⑥ 事業計画書及び収支予算書の承認
- ⑦ 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- ⑧ 定款の変更
- ⑨ 解散及び残余財産の処分

⑩その他社員総会で議決するものとして法令及びこの定款で定められた事項

(開催)

第21条 定時社員総会は、毎事業年度の終了の日の翌日から3月以内に開催する。ただし、特段の事情がある場合、予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

2 臨時社員総会は、次の各号に該当する場合に開催する。

- ① 理事会が必要と認めたとき
- ② 社員総数の10分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき
- ③ 監事から招集請求があったとき

(招集)

第22条 理事長は、前条第2項第2号又は第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

2 理事長は、社員総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも社員総会の14日前に社員に対して通知しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、その社員総会において出席した社員の中から選出する。

(議決権)

第24条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(定足数・決議要件)

第25条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数もって行う。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- ① 社員の除名
- ② 理事、監事の解任
- ③ その他法令で定められた事項

(書面による議決権行使)

第26条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは、その電磁的記録をもって議決権を行使し又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

(議事録)

第27条 社員総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

---

## 第5章 役員

(役員の設定)

第28条 本法人には次の役員をおく。

- ① 理事 4名以上
  - ② 監事 1名以上
- 2 理事のうち、代表理事1名を定め、代表理事をもって理事長とする。
  - 3 代表理事以外の理事のうちから、3名以上の事業執行担当理事を選任する。
  - 4 理事と監事は、相互に兼ねることはできない。
  - 5 各理事について、当該理事及びその配偶者又は3親等内の親族（これらの者に準ずるものとして当該理事と政令で定める特別の関係にある者を含む）の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。  
監事についても、同様とする。

(役員を選任)

第29条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 前項の役員は、同一人の再選を妨げない。
- 3 代表理事及び事業執行担当理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 理事長の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし再任を妨げないが3期を超えることはできない。

4 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第28条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、事業執行担当理事は、理事会において別に定めるところにより、本法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員責任・責任免除規程)

第33条 理事、監事は、その任務を怠ったときは、この法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。この責任は、すべての社員の同意がなければ、免除することはできない。

(役員解任)



第34条 役員は、社員総会の議決によって解任することができる。この場合当該役員に対し、議決前に弁明の機会を与えるものとする。

(役員の報酬)

第35条 役員は、無報酬とする。

---

## 第6章 理事会

(構成)

第36条 本法人に理事会をおく。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第37条 理事会は、次の職務を行う。

- ① この法人の業務執行の決定
- ② 理事の職務の執行の監督
- ③ 理事長及び事業執行担当理事の選定及び解任

(開催)

第38条 理事会は、定時理事会と臨時理事会の2種類とする。

2 定時理事会は毎年1回、8月に開催する。ただし、特段の事情がある場合、予め書面によりその旨を通知することにより、その開催時期を変更することができる。

3 臨時理事会は次の各号に該当する場合に開催する。

- ① 理事長が必要と認めたとき
- ② 理事から理事会の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により理事会開催の請求があったとき
- ③ 監事から招集請求があったとき

(招集)

第39条 理事会は、理事長がこれを招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- 3 理事長は、前条第3項第2号又は第3号の規定による請求があった場合には、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。
- 4 理事長は、理事会を召集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも理事会の日の7日前までに理事に対して通知しなければならない。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれを行う。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは理事の互選により議長を決する。

(決議)

第41条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第42条 前条の規定にかかわらず、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該事項について異議を述べたときを除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第43条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

---

## 第7章 学会大会長

(設置等)

第44条 本法人には、学会大会長を置く。

- 2 学会大会長は次の職務を行う。ただし法令又はこの定款により社員総会又は理事長の権限に属するとされるものについては、この限りではない。
    - ① 学会大会の開催及び運営
    - ② 学会大会の演題の選定
  - 3 学会大会長は理事長が社員総会の承認を経て指名する。
  - 4 学会大会長の職務は、選定時に属する事業年度の翌々事業年度に開催する学会大会の業務完了時をもって終了する。
  - 5 学会大会長は、学会大会長を務める年度と、その前後の年度に開催される理事会に出席することができる。
- 

## 第8章 委員会

(委員会)

- 第45条 本法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。
- 2 委員会の委員は、会員、社員及び学識経験者のうちから理事会が選任する。
  - 3 委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。
- 

## 第9章 資産及び会計

(事業年度)

第46条 本法人の事業年度は、毎年7月1日から翌年6月30日までとする。

(経費の支弁)

第47条 本法人の経費は次の収入をもってこれに充てる。

- ① 学会年会費      ② 機関誌の販売      ③ 寄附金、その他の収入
- 2 本法人の経費が不足した場合、本定款第14条によって社員が負担するものとする。

(財産の管理及び運用)

第48条 本法人の財産の管理及び運用は、理事会の承認を得て理事長が行う。

(事業計画及び収支予算)

第49条 本法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供する。

(事業報告及び決算)

第50条 本法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

- ① 事業報告及び事業報告の附属明細書
- ② 貸借対照表
- ③ 損益計算書（正味財産増減計算書）
- ④ 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書
- ⑤ 財産目録

- 2 前項の規定により報告され、及び承認を受けた書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供する。

- ① 監査報告
- ② 理事及び監事の名簿
- ③ 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第51条 本法人決算において剰余金が生じた場合には、その剰余金を翌事業年度に繰り越し、分配は行わないものとする。

## 第10章 基金

(基金)

第52条 本法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第53条 拠出された基金は、基金拠出契約に定める期日まで返還しない。

(基金の返還の手続)

第54条 基金の拠出者に返還する基金の総額については定時社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところにしたがって返還する。

---

## 第11章 定款変更及び解散

(定款変更)

第55条 この定款は、総社員の過半数の出席する社員総会において出席社員の議決権の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第56条 本法人は、法令の定めるところによるほか、総社員の過半数の出席する社員総会において出席社員の議決権の3分の2以上の議決を経て解散することができる。

---

## 第12章 残余財産の帰属

(残余財産の帰属)

第57条 本法人の解散等により生ずる残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又は公益法人に寄附するものとする。

## 第13章 事務局

(事務局の設置等)

第58条 本法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置き、事務局長を置くことができる。
- 3 事務局長及び職員は、理事長が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が定める。

(帳簿及び書類の備付け)

第59条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を5年間備え置かなければならない。

- ① 定款
- ② 社員名簿及び社員の異動に関する書類
- ③ 理事、監事及び職員の名簿及び履歴書
- ④ 許可、認可等及び登記に関する書類
- ⑤ 定款に定める機関の議事に関する書類
- ⑥ 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
- ⑦ 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
- ⑧ その他必要な帳簿及び書類

---

## 第14章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第60条 本法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

(個人情報の保護)

第61条 本法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期する。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第15章 雑則

(委任)

第62条 本定款に規定するもののほか、本法人の業務の執行に関し必要な事項は、社員総会の決議を経て理事長が定める。

---

## 第16章 附則

(設立時の社員の氏名及び住所)

第63条 社員の氏名及び住所は次のとおりとする。

土屋 喬義	東京都千代田区一番町16番地5	ザ・ドチェスター 一番町701号
本多 正幸	長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷	1489番地87
土井 俊祐	千葉県千葉市若葉区高品町	1060番地35
鈴木 隆弘	千葉県千葉市若葉区都賀の台	4丁目19番18号
山本 和子	大阪府箕面市彩都粟生南	4丁目1番2-704号

(最初の事業年度)

第64条 本法人の最初の事業年度は、本法人成立の日から平成30年6月30日までとする。

(最初の役員を選任及び任期)

第65条 本法人の最初の事業年度の役員は、以下に記載するものとする。

代表理事	土屋喬義
理事	土屋喬義, 鈴木隆弘, 山本和子, 土井俊祐
監事	本多正幸

2 本法人の最初の役員任期は、第30条の規定にかかわらず、いずれも平成30年開催予定の定時社員総会の終結の時までとする。

(定款に記載のない事項)

第66条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他法令によるものとする。

---

以上、一般社団法人日本Mテクノロジー学会の設立のため、この定款を作成し、  
設立時社員が次に記名捺印する。

平成 年 月 日

設立時社員 土屋 喬義 印

設立時社員 本多 正幸 印

設立時社員 土井 俊祐 印

設立時社員 鈴木 隆弘 印

設立時社員 山本 和子 印